

障害者雇用状況計算書の記入及び提出に当たっての留意事項

- 1 この計算書は、神戸市多数障害者雇用企業等の認定を希望する事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況、職業訓練の受入れ状況について作成するものとする。
- 2 A欄には、労働者を雇用している事業主の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ①欄には、当該企業等の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、名称を記載し、同欄の〔 〕内には、例えば「清掃業」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 4 ②欄には、神戸市内に所在地を有する、当該企業等に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事務所等の合計数を記載すること。
- 5 ⑤欄の常用雇用労働者とは、1年以上継続して雇用される者で以下の者をいう。
 - ア 雇用期間の定めなく雇用される労働者
 - イ 一定の期間（例えば、1か月、6か月等）を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復更新され、事実上アと同様の実態にあると認められる労働者
 - ウ 日々雇用される労働者であって、雇用契約が日々更新されて事実上アと同様の実態にあると認められる労働者
（日雇い労働者は除く）

なお、⑤欄の常用雇用労働者には短時間労働者の数を含めて記載すること。なお、短時間労働者とは、週所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいう。週所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間労働者の数は含めない。
- 6 ⑥欄の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の範囲については、以下のとおりであること。
 - ア 身体障害者の範囲
おおむね身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害者障害程度等級表の1級から6級までに掲げる身体障害がある者及び7級に掲げる障害が2以上重複している者
 - イ 重度身体障害者の範囲
身体障害者福祉法施行規則別表第1に掲げる障害がある者であり、身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害を有する者及び同表の3級に該当する障害を2以上重複して有することによって2級に相当する障害を有する者
 - ウ 知的障害者の範囲
児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センター（以下「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者
 - エ 重度知的障害者の範囲
知的障害者のうち知的障害の程度が重い者であって、知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者。具体的には、次のいずれかの場合に重度知的障害者に該当するものであること。
 - (ア) 療育手帳で程度が「A」とされている者
 - (イ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を所持する者
 - (ウ) 障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者
 - オ 精神障害者の範囲
精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 7 ⑧欄には、小数点以下第2位を四捨五入した数を記載すること。
- 8 左端の合計欄には、C欄の市内各事務所等の数の合計数を記載すること。
- 9 申請日現在の状況を記入すること。
- 10 この計算書の提出に当たっては、内容確認のため市内事務所等の賃金台帳、出勤簿、労働者名簿、雇用契約書等雇用条件を確認できる書類、職業訓練受入を証する委託契約書等の写し、労働局に6月1日現在の雇用状況報告を行っている企業等は直近の報告書の写し（全ての書類について原本と相違ないことを証明すること。）、労働者及び訓練生の障害者手帳の写し、その他神戸市が求める必要書類を添付すること。